

第5 具体的な実践方策

1 基本的な考え方

住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」を実現する素地や風土を作るため、まずは県として「5つの実現目標」を掲げ、それを達成するために14の実践項目を掲げて取り組むとともに、住民個人、行政区、町内会、NPO、NGO、ボランティア団体、各種地域団体、企業などのあらゆる主体にプログラムへの参加を呼びかけ、県民運動的な展開を目指す。

2 5つの実現目標

『分権意識への改革』

住民一人ひとりを出発点とした住民自治の確立と、それを実現するための団体自治という地方自治の原点に立ち返った分権意識に転換する。

『地域情報の円滑な交流』

地域社会における分担と連携の調和を実現するため、あらゆる主体の知恵や知識の情報が切れ目なく相互に交流する仕組みを確立する。

『住民の物差し（成果）を重視した行政運営』

県の新たな5つの機能の発揮による具体的な成果が、地域住民へ還元され、満足が得られるよう、県の行政運営が、住民の物差しで評価される枠組みに転換する。

『役割分担の具体的な明確化』

地域社会における分担と連携の調和による地域課題の解決に向け、あらゆる主体の役割の明確化を図る。

『地域の実状に沿った自治システムへの変革』

あらゆる主体の地域づくりや地域課題解決に向けた取組みに合わせた自治システムを積極的に提案・導入する。

3 実践的プログラムの計画期間等

5年間（平成18年4月～平成23年3月）とする。

なお、平成17年度から取組みが可能なものについては、順次着手する。

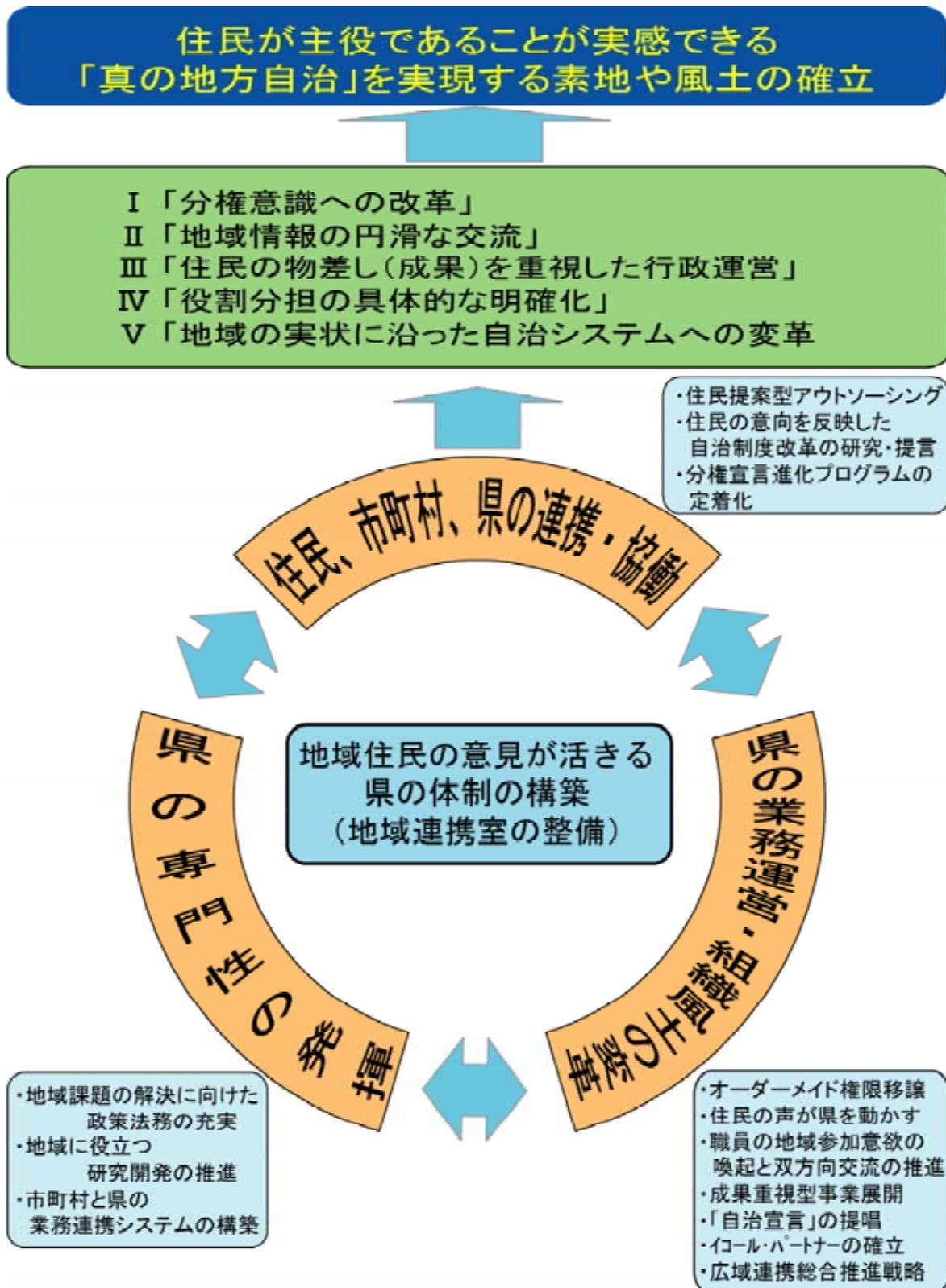
実践方策の制度設計、実施、定着化を図る上では、一定の時間が必要であるとともに、行財政運営の枠組み（パラダイム）の転換を目指す新たな行財政改革大綱と連動させることが効果的・効率的であるため。

取組内容は固定化することなく、必要に応じて拡充していく。

4 実践項目の体系（出先機関・本庁機関連携システムを核とした実践）

（1）実践項目の連携イメージ

プログラム全体として、14の実践項目を掲げて取り組んでいく。特に、地域課題に対する住民や市町村の取組みを形からも意識の面からも支援できるよう「出先機関・本庁機関連携システムの構築」を中心の取組みに位置づけ、他の取組みを連携させていく。



(2) 具体的な実践項目

(太字は重点項目)

| | |
|--------------------------------------|--------------|
| 中心に位置づける取組み | |
| 地域住民の意見が活きる県の体制の構築 | (13 ~ 14P) |
| 住民、市町村、県の連携・協働による課題解決の実践 | |
| 住民提案型アウトソーシング | (15 ~ 16P) |
| 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言 | (21P) |
| 分権宣言進化プログラムの定着化 | (22P) |
| 県の専門性を活かした地域づくり活動の支援 | |
| 地域課題解決に向けた政策法務の充実 | (17 ~ 18P) |
| 地域に役立つ研究開発の推進 | (23P) |
| 市町村と県の業務連携システムの構築 | (24 ~ 25P) |
| 県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み | |
| オーダーメイド権限移譲 | (19 ~ 20P) |
| 住民の声が県を動かす仕組みづくり | (26P) |
| 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進 | (27P) |
| 成果重視型事業展開 | (28P) |
| 「自治宣言」の提唱 | (29P) |
| 市町村、県、国の「イコール・パートナー」の確立 | (30P) |
| 広域連携総合推進戦略 | (31P) |



【進行管理】

毎年度、進行管理を実施する。

実施過程においては、様々な意見・提案を反映させる。

- ・福島県自治体代表者会議（地方六団体）
- ・福島県行財政改革推進委員会（学識経験者等で構成する機関）
- ・ホームページ等を活用した意見照会
- ・市町村への意見等照会